

兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法、兵庫県立都市公園条例及び同施行規則に基づき、兵庫県立都市公園において実施する「兵庫県立都市公園広告掲載事業」(以下「広告掲載事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告の掲載は、屋外広告物条例等の関係法令を遵守しつつ、兵庫県立都市公園の管理行為の一環として公園施設を有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の掲載場所)

第3条 広告の掲載が可能な公園施設は、兵庫県立都市公園内の野球場、陸上競技場、テニスコート等周囲をフェンス、ネット、その他の工作物等で囲われた施設(施設の利用・入場等に係る料金徴収の有無は問わない。)とする。

2 広告の掲載場所は、以下の条件に適合するものとする。

- (1) 公園敷地外の道路等から広告の表示面が視認できないこと
- (2) 公園敷地内から視認できるとしても広告の位置、向き等から明らかに当該施設の利用者(観客等含む。)に対して表示されていること

(広告の内容)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載事業の対象としない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷するもの又は排斥するもの
- (4) 第三者の財産権、著作権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義、主張、その他意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 色彩やデザインが公園施設の美観を損なうおそれのあるもの
- (9) その他広告として掲載することが適当でないと兵庫県(以下、「県」という。)が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者及び貸金業に関するもの
- (3) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (4) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に

規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員に係るもの

(5) その他広告を掲載する業種又は業者として適当でないといふことが認められるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の掲載期間中においてこれらに該当するに至った者も同様とする。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者

(2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

(4) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者

(5) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けている者

(7) 国税又は地方税を滞納している者

(8) その他公序良俗に反する行為を行う等、広告主としてふさわしくないと認められる者

4 この基準によるもののほか、公園施設に応じて個別の基準が必要な場合は、公園施設ごとに別に定める。

(広告の募集、広告料等)

第 5 条 公園施設内の壁面に区画を設けて一定期間継続して掲載する広告を常設広告とし、常設広告に係る広告主又は広告取扱業者の選定は、指定管理者が公募入札により行う。

2 競技会等の催しに際し一時的に掲載する広告を仮設広告とし、仮設広告の申請は、競技会等の主催者が当該公園施設の利用の申込時にあわせて行うものとする。

3 広告料の設定は次によることとし、広告料収入(設置に係る経費を除く。)の 5 割を県へ納入し、残りは指定管理者の収入とする。

(1) 競技会等の主催者の申請により一時的に広告する場合

1 平方メートルにつき 1 日 2,000 円の 0.5 から 1.5 を乗じて得た額の範囲内で県の承認を受けて設定することとする。

(2) 公園施設内の壁面に一定期間継続して広告する場合

公募入札により、最低制限価格を 1 平方メートルにつき 1 年 18,000 円の 0.5 から 1.5 を乗じて得た額の範囲内で県の承認を受けて設定することとする。

4 指定管理者は公園ごとに広告掲載事業実施要領を作成し、広告の規格、区画、掲載期間、作成方法、その他の広告掲載に関し必要な事項を定める。

(事前審査等)

第 6 条 指定管理者は、広告主、広告取扱業者又は競技会等の主催者(以下「広告主等」という。)から広告掲載の申込があった場合は、第 4 条の規定等により選定を行うとともに、広告物を安

全に壁面等に固定する方法等の事前審査を行うものとする。

2 指定管理者は、事前審査において、当該公園の所在する市町が所管する条例等に抵触しないことを確認することとする。

3 指定管理者は、広告掲載の決定後直ちに下記の事項について県に報告を行うものとする。

- (1) 広告内容
- (2) 広告主等
- (3) 広告料
- (4) 広告の規格、区画（平面図や現況写真により位置等を示すこと）
- (5) 掲載期間
- (6) その他の広告掲載に関し必要な事項

（広告物の設置費用等）

第7条 広告物の掲載、撤去及び掲載期間中の広告物の破損等に係る修繕等は広告主等が行うものとし、これに必要な経費は広告主等の負担とする。

（広告内容の変更）

第8条 広告主等は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに指定管理者に協議を行うものとする。

（広告内容の修正）

第9条 県又は指定管理者は、広告の内容等が各種法令又は要綱等に違反している、若しくはおそれがある、又は誤りがあると判断としたときは、いつでも、広告主等に修正を求めることができる。

（広告掲載の規制）

第10条 県又は指定管理者は、協議や施設運営に支障がある場合その他特に必要があると認めた場合においては、広告物を一時撤去し又は遮蔽することができる。この場合、広告主等が損害を受けることがあっても県及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（広告掲載の取消し）

第11条 県又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告主等への催告等を行わずに直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に反するとき
- (2) 第9条の規定による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと県又は指定管理者が判断したとき

（広告に関する責任）

第12条 広告主等は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任と負担において解決しなければならない。

3 広告主等は、前条により広告掲載を取り消された場合又は第4条第3項の規定により広告掲載期間中において広告主としない決定をされた場合においては、県又は指定管理者に損害賠償を求めることはできないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(令和6年4月1日一部改正)